

労務管理セミナー「長時間労働・パワハラ」の労災実務

～元労災監察官が認定基準と認定の流れについて解説します～

主催 (一社) 新宿労働基準協会 (幹事) (一社) 三田労働基準協会

労基法改正により労災認定に結びつく100時間以上の法定時間外労働が禁止されるなど労働時間管理の必要性が高まっています。また、都内20か所の総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争に係る相談で最も多いのが「いじめ・嫌がらせ」に係るもので、年々増加しています。

長時間労働やパワハラにより労災認定されると、労働者側からのプレス発表、民事裁判提訴などのリスクにつながります。東京労働局の元労災監察官が認定基準と認定調査の実務について解説します。

1 日 時 2019年11月13日(水) 14:00～16:30 (受付 13:30～)

2 場 所 「BIZ新宿 3階研修室A」新宿区西新宿6-8-2 (裏面地図参照)

3 内 容

- ・長時間労働による脳・心臓疾患の労災認定基準と運用事例
- ・精神疾患による労災認定基準と運用事例
- ・労働基準監督署による労災認定調査の流れ
- ・労災調査と監督指導の関係

4 講 師 特定社会保険労務士

元 東京労働局 労災補償監察官 高橋 健 氏

主な著書 「労災保険実務標準ハンドブック」日本法令(株)

「労災保険の審査請求事例と解説」日本法令(株)

「職場のうつと労災認定の仕組み」日本法令(株)

5 受講料 (テキスト代、消費税含む) 協会の会員は4,000円 非会員は6,000円

2019年11月6日(水)までに下記口座宛お振込み下さい

銀行名 三菱UFJ銀行田町支店

口座名義 (一社)三田労働基準協会 口座番号 普通 0397963

振込人名の前に、講習会の月日を記入ください(例111300カイシャ等)

11月6日(水)までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担願います 以降の取消しは返還できません。

6 受講申込 (定員70名)

裏面申込書にご記入の上、三田労働基準協会あてFAX(03-3451-7692)してください。